

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団定款

制定	昭和 48 年 3 月 24 日	改正	平成 17 年 3 月 23 日
改正	昭和 50 年 6 月 23 日	〃	平成 17 年 5 月 27 日
〃	昭和 51 年 7 月 6 日	〃	平成 18 年 3 月 20 日
〃	昭和 51 年 12 月 6 日	〃	平成 18 年 9 月 8 日
〃	昭和 56 年 2 月 10 日	〃	平成 19 年 3 月 20 日
〃	昭和 56 年 3 月 30 日	〃	平成 21 年 3 月 26 日
〃	昭和 62 年 3 月 17 日	〃	平成 23 年 3 月 23 日
〃	昭和 62 年 12 月 21 日	〃	平成 24 年 3 月 26 日
〃	平成 3 年 8 月 19 日	〃	平成 26 年 3 月 27 日
〃	平成 3 年 10 月 25 日	〃	平成 27 年 3 月 24 日
〃	平成 5 年 3 月 23 日	〃	平成 29 年 1 月 13 日
〃	平成 5 年 11 月 29 日	〃	平成 30 年 3 月 27 日
〃	平成 11 年 1 月 26 日	〃	平成 31 年 3 月 19 日
〃	平成 12 年 3 月 26 日	〃	令和 元年 6 月 18 日
〃	平成 13 年 5 月 28 日	〃	令和 6 年 6 月 17 日
〃	平成 15 年 3 月 26 日	〃	令和 7 年 6 月 23 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人は、茨城県が設置する社会福祉施設の管理経営を行うとともに、自ら社会福祉施設を経営し、及びこれらに必要な付帯事業を行うことにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

ア 障害者支援施設の管理経営

イ 障害児入所施設の管理経営

(2) 第2種社会福祉事業

ア 障害福祉サービス事業

イ 老人デイサービス事業

ウ 相談支援事業

エ 障害児通所支援事業

オ 社会福祉事業振興資金の貸付事業

(名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団（以下「法人」という。）という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の主たる事務所を、茨城県水戸市杉崎町 1460 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が 600,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 13 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決 議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 7 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 この法人に必要な応じて、理事長以外の理事 2 名以内を社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

4 この法人に必要な応じて、業務執行理事のうち 1 名を常務理事とすることができる。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 17 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定

する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、業務執行理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事並びに業務執行理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 20 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 21 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理

由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職 員)

第 24 条 法人に必要な職員を置く。

2 法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事並びに業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第 2 項の場合、理事会の議長は理事の互選による。

(決 議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産及びその他財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現 金 10,000,000 円

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 40 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、水戸市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、水戸市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類については、会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会 計 年 度)

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計処理の基準)

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (2) 地域生活定着支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、社会福祉事業及び公益事業に必要な付帯事業を行う。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 41 条 前項の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解 散

(解 散)

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、水戸市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除

く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を水戸市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理 事 (理 事 長)	岩 上 二 郎	監 事	児 玉 実 孝
〃 (副理事長)	軍 司 直次郎	〃	飯 島 善次郎
〃 (専務理事)	長谷川 正 三		
〃 (常務理事)	村 山 彝 夫		
〃	川 又 友三郎		
〃	生天目 三 好		
〃	竹 内 精 一		
〃	藤 崎 米 蔵		
〃	横 川 重 松		
〃	坂 口 順		
〃	山 本 満 男		
〃	森 宣 雄		
〃	宮 田 重 文		
〃	坂 本 常 蔵		
〃	後 藤 寿 男		
〃	後 藤 勤 治		

付 則

この定款は、昭和 50 年 6 月 23 日から施行する。

付 則

この定款は、昭和 51 年 7 月 6 日から施行する。

付 則

この定款は、昭和 51 年 12 月 6 日から施行する。

付 則

この定款は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

付 則

この定款は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 18 年 4 月 18 日から施行する

付 則

この定款は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、令和 6 年 7 月 4 日から施行する。

付 則

この定款は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。